

決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 兵庫県神戸市中央区京町 7 7 番地の 1

(名 称) 神栄株式会社

(法人番号 4140001008108)

上記被審人に対する平成 30 年度 (判) 第 27 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法 (以下「法」という。) 第 185 条の 6 の規定により審判長審判官山下真、審判官城處琢也、同中馬慎子から提出された決定案に基づき、法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

(1) 納付すべき課徴金の額 金 1 2 0 0 万円

(2) 課徴金の納付期限 2 0 1 9 年 5 月 2 7 日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回の審判の期日前に、課徴金に係る法第 178 条第 1 項第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 31 年 3 月 25 日

金融庁長官 遠藤 俊英

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、兵庫県神戸市中央区京町77番地の1に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されている会社である。

被審人は、連結子会社における服飾雑貨製品等の架空取引により、売上の過大計上を行うとともに、滞留売掛金に対する貸倒引当金を計上しなかった。

この結果、被審人は、近畿財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等（以下「開示書類」という。）を提出したものである。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成28年6月28日	第148期（平成27年4月1日～平成28年3月31日）に係る有価証券報告書	平成27年4月1日～平成28年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が▲418百万円であるところを▲299百万円と記載	・売上の過大計上 ・貸倒引当金の不計上
2	平成28年8月5日	第149期第1四半期（平成28年4月1日～平成28年6月30日）に係る四半期報告書	平成28年4月1日～平成28年6月30日の第1四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲146百万円であるところを▲53百万円と記載	・売上の過大計上 ・貸倒引当金の不計上
3	平成28年11月7日	第149期第2四半期（平成28年7月1日～平成28年9月30日）に係る四半期報告書	平成28年4月1日～平成28年9月30日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が27百万円であるところを138百万円と記載	・売上の過大計上 ・貸倒引当金の不計上

4	平成 29 年 2 月 3 日	第 149 期第 3 四半期（平成 28 年 10 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日）に係る四半期報告書	平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が 339 百万円であるところを 473 百万円と記載	・売上の過大計上 ・貸倒引当金の不計上
5	平成 29 年 6 月 28 日	第 149 期（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）に係る有価証券報告書	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結 損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が 96 百万円であるところを 350 百万円と記載	・売上の過大計上 ・貸倒引当金の不計上

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

2 法令の適用

上記 1 の表に掲げる事実につき

番号 1

法第 172 条の 4 第 1 項本文、第 24 条第 1 項

番号 2、同 3 及び同 4

法第 172 条の 4 第 2 項前段、第 24 条の 4 の 7 第 1 項

番号 5

法第 172 条の 4 第 1 項本文、第 24 条第 1 項

番号 2、同 3、同 4 及び同 5 は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第 185 条の 7 第 6 項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第 61 条の 3 を適用する。

3 課徴金の計算の基礎

上記 1 の表に掲げる事実につき

番号 1

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第148期事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）に係る有価証券報告書について、課徴金の額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額(373,317円)

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、6,000,000円となる。

番号2、同3、同4及び同5

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第149期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）第1四半期（平成28年4月1日から同年6月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第149期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期（平成28年7月1日から同年9月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第149期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期（平成28年10月1日から同年12月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第149期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第149期有価証券報告書」という。）に係る課徴金の額について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第149期第1四半期報告書	261,214円
第149期第2四半期報告書	269,013円
第149期第3四半期報告書	348,415円
第149期有価証券報告書	328,488円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第149期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第149期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第149期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第149期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第149期第1四半期報告書、第149期第2四半期報告書、第149期第3四半期報告書及び第149期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第149期事業年度）に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第149期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{円}$$

第149期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{円}$$

第149期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{円}$$

第149期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 2,400,000 \text{円}$$

となる。